

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当することの説明
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>岐阜県警察が発信する犯罪や事故、防犯に関する情報等を、県民が効果的に入手・活用できる機能を有するアプリケーションを公開するためのシステム改修・保守運用管理を行うもの。</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>岐阜県警察防犯スマートフォンアプリケーション事業は、年間を通して行う事業で、その目的から業務の一時中断は許されない。本事業は岐阜県警察が発信する犯罪や事故、防犯に関する情報等を、県民が効果的に入手・活用できるアプリケーションを公開させるものあり、現システムの構築から6年経過するも継続使用は可能。構築済の本システムを更新する必要性は低く、保守運用に関して新たな費用負担は合理的ではなく、競争入札に適さない。</p> <p>またこれまで別で運用していた安全安心メール事業を廃止し、本システムに情報発信ツールを集約する改修を行うが、この改修後にアプリケーションを保守運用管理を行うことができるのは、本システムを構築した者であるため。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明</p> <p>(株)フューチャーインは、本システムを構築した業者であり、他の業者ではシステムの改修、保証、運用支援および保守管理を行うことができない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。